

福岡市公衆浴場法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第4条 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(その他の措置の基準)</p> <p>第5条 <u>前条第1項</u>に定めるもののほか、普通公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>2 <u>前条第2項</u>に定めるもののほか、その他の公衆浴場(個室公衆浴場を除く。)に関する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 <u>前条第3項</u>に定めるもののほか、個室公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p><u>(構造設備に関する措置の基準の特例)</u></p> <p>第5条 市長は、営業形態その他特別の事情により、<u>前条の措置の基準により難しい場合であって公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該措置の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができる。</u></p> <p>(その他の措置の基準)</p> <p>第6条 <u>第4条第1項</u>に定めるもののほか、普通公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>2 <u>第4条第2項</u>に定めるもののほか、その他の公衆浴場(個室公衆浴場を除く。)に関する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 <u>第4条第3項</u>に定めるもののほか、個室公衆浴場に関する措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(その他の措置の基準の特例)</u></p> <p>第7条 市長は、営業形態その他特別の事情により、<u>前条の措置の基準により難しい場合であって公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該措置の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>